

井原市指定給水装置工事事業者

変更申請のご案内

井原市の指定給水装置工事事業者として指定事項の変更を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【申請の流れ】

変更申請書類受付 → 変更審査終了 → 変更事項の変更台帳作成 → 指定証書の記載内容変更時のみ発行

事業者名変更

【提出書類】

		法 人	個 人	備 考
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業者の指定事項に変更がある場合には、下記の登記簿等書類を添えた届出が必要になりますので、早めに申請してください。
添 付 書 類	「誓約書」(様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)
	「住民票」(原本)	—	<input type="radio"/>	発行日から3か月以内のものを添付してください。本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。
	「定款」の写し	<input type="radio"/>	—	直近のものを添付し、原本の写しである旨の記入と、会社印を押印してください。(A4版)
	「登記事項証明書」(原本)	<input type="radio"/>	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
受領書(事業者証返却確認)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	交付時に記名押印した事業者証を持参してください。

所在地変更

【提出書類】

		法 人	個 人	備 考
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業者の指定事項に変更がある場合には、下記の登記簿等書類を添えた届出が必要になりますので、早めに申請してください。
添 付 書 類	「誓約書」(様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)
	「住民票」(原本)	—	<input type="radio"/>	発行日から3か月以内のものを添付してください。本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。
	「定款」の写し	<input type="radio"/>	—	直近のものを添付し、原本の写しである旨の記入と、会社印を押印してください。(A4版)
	「登記事項証明書」(原本)	<input type="radio"/>	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
所在地変更のみ				
事業所の位置図		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	住宅地図の写し等可(A4版)
事務所・倉庫内外の写真		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(A4版)
受領書(事業者証返却確認)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	交付時に記名押印した事業者証を持参してください。

【申請の受付】

指定事項の変更申請は、隨時受付をしております。

【申請場所】

事務所	井原市水道部上水道課窓口	電 話	0 8 6 6 – 6 2 – 0 8 2 4
住 所	〒 7 1 5 – 0 0 0 6	F A X	0 8 6 6 – 6 3 – 1 5 5 2
	岡山県井原市西江原町 1 9 0 5 番地 1	メールアドレス	jyosui@city.ibara.lg.jp

井原市指定給水装置工事事業者

変更申請のご案内

井原市の指定給水装置工事事業者として指定事項の変更を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【申請の流れ】

変更申請書類受付 → 変更審査終了 → 変更事項の変更台帳作成 → 指定証書の記載内容変更時のみ発行

代表者名変更

【提出書類】

		法 人	個 人	備 考
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業者の指定事項に変更がある場合には、下記の登記簿等書類を添えた届出が必要になりますので、早めに申請してください。
添 付 書 類	「誓約書」(様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)
	「住民票」(原本)	—	<input type="radio"/>	発行日から3か月以内のものを添付してください。本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。
	「定款」の写し	<input type="radio"/>	—	直近のものを添付し、原本の写しである旨の記入と、会社印を押印してください。(A4版)
	「登記事項証明書」(原本)	<input type="radio"/>	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。
受領書(事業者証返却確認)		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	交付時に記名押印した事業者証を持参してください。

役員変更

【提出書類】

		法 人	個 人	備 考
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業者の指定事項に変更がある場合には、下記の登記簿等書類を添えた届出が必要になりますので、早めに申請してください。
添 付 書 類	「誓約書」(様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)
	「住民票」(原本)	—	<input type="radio"/>	発行日から3か月以内のものを添付してください。本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。
	「定款」の写し	<input type="radio"/>	—	直近のものを添付し、原本の写しである旨の記入と、会社印を押印してください。(A4版)
	「登記事項証明書」(原本)	<input type="radio"/>	—	発行日から3か月以内のものを添付してください。

【申請の受付】

指定事項の変更申請は、隨時受付をしております。

【申請場所】

事務所	井原市水道部上水道課窓口	電 話	0 8 6 6 – 6 2 – 0 8 2 4
住 所	〒 7 1 5 – 0 0 0 6 岡山県井原市西江原町 1 9 0 5 番地 1	F A X	0 8 6 6 – 6 3 – 1 5 5 2
		メーラアドレス	jyosui@city.ibara.lg.jp

井原市指定給水装置工事事業者

変更申請のご案内

井原市の指定給水装置工事事業者として指定事項の変更を受けるための手続きは、以下のとおりです。

【申請の流れ】

変更申請書類受付 → 変更審査終了 → 変更事項の変更台帳作成 → 指定証書の記載内容変更時のみ発行

主任技術者（選任・解任）変更

【提出書類】

	法人	個人	備 考
指定給水装置工事事業者 指定事項変更届出書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業者の指定事項に変更がある場合には、下記の登記簿等書類を添えた届出が必要になりますので、早めに申請してください。
「給水装置工事主任技術者 選任・解任届出書」 (様式8号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	給水装置工事主任技術者免状・給水装置工事主任技術者証の写しを添付してください。(A4版) 技術者確認が写真(24×30mm裏面に名前記入)
書添 類付 「誓約書」 (様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)

指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）

【提出書類】

	法人	個人	備 考
指定給水装置工事事業者 廃止・休止・再開届出書 (様式第7号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	事業者の指定事項に変更がある場合には、下記の登記簿等書類を添えた届出が必要になりますので、早めに申請してください。
書添 類付 「誓約書」 (様式第2号)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	個人の場合は、「身分証明書」(原本)、(運転免許書等写し可)を添付してください。(A4版)
受領書(事業者証返却確認)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	交付時に記名押印した事業者証を持参してください。

【申請の受付】

指定事項の変更申請は、隨時受付しております。

【申請場所】

事務所	井原市水道部上水道課窓口	電 話	0866-62-0824
住 所	〒 715-0006	F A X	0866-63-1552
	岡山県井原市西江原町1905番地1	メールアドレス	jyosui@city.ibara.lg.jp